

長野県優良技術者表彰実施要綱

本要綱は、表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第3条第2項の規定により長野県優良技術者表彰に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1 本表彰は、県が発注した建設工事及び建設工事にかかる委託業務（以下「建設工事等」という。）において、その成績や取組みが特に優れている技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

（表彰の部門等）

第2 表彰部門は一般部門と若手部門とする。

2 表彰は、技術者とその所属する企業を表彰する。

3 若手部門の対象は、建設工事、委託業務の工期又は履行期間の始期日時点で40歳未満の者とする。

4 表彰は年度ごとに実施する。

（建設工事の選定）

第3 前年度にしゅん工した建設工事の内、工事成績点上位の工事から技術者及び企業を選定する。

2 技術者の対象は、次のいずれかとする。

(1) 主任（監理）技術者

(2) 工事開始期年齢が40歳未満の現場代理人

3 選定の方法は、別に定める。

（建設工事にかかる委託業務の申請）

第4 申請は、技術者が所属する企業の代表者が行う。

2 前項の企業の代表者は、次のいずれかに該当する技術者を申請できる。

(1) 前年度に完了した業務で、87点以上の委託業務等成績評定を受けた業務の管理技術者（建設コンサルタント、建築コンサルタント）、主任技術者（測量、地質調査、補償コンサルタント）

(2) (1)で該当する業務の業務開始年齢が40歳未満の担当技術者

3 申請できる技術者は、1つの建設工事にかかる委託業務につき1企業1名とする。また同一技術者が申請できる件数は各年度1件とする。

4 測量、設計、調査等を一括発注した業務の場合は、業務の目的、金額を勘案し、主たる業務における技術者のみ申請することができる。

5 申請の方法は、別に定める。

（欠格事項）

第5 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、次の各号のいずれかの処分

又は措置などを受けた企業は表彰を受けることができない。

- (1) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号）別表の措置要件欄に定める措置
- (2) 粗雑工事・履行遅滞による入札参加制限措置
- (3) 協定した入札書として認定され、無効失格とされた措置
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく監督処分
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分
- (6) 県関係諸税の納付を怠った企業
- (7) 長野県が発注する建設工事で 65 点未満及び建設工事にかかる委託業務で 60 点未満の成績評定点を通知された企業

2 次の各号のいずれかに該当する建設工事等及び技術者は、表彰を受けることができない。

- (1) 工事成績評定点の項目のうち、「法令遵守等」の項目で減点がある工事
- (2) 委託業務等成績評定点の項目のうち、事故等不適切な事項による減点又は瑕疵修補又は損害賠償による減点がある業務
- (3) 長野県外に本社（県内本店の認定を受けた営業所等を除く。）を置く企業（以下「県外企業」という。）が施工（又は履行）した建設工事等
- (4) 県外企業に所属する技術者

（建設工事の審査及び評価）

第 6 優良技術者表彰に係る審査は、第 9 第 1 項に定める審査委員会において審査し、被表彰者を決定する。審査にあたっては第 10 第 1 項に定める評価委員会の総合評価結果に基づき実施するものとする。

2 建設工事の審査の結果については、被表彰者の所属する企業へ通知するものとする。

（建設工事にかかる委託業務の審査及び評価）

第 7 優良技術者表彰に係る審査は、第 9 第 1 項に定める審査委員会において審査し、被表彰者を決定する。審査にあたっては第 10 第 1 項に定める評価委員会の総合評価結果に基づき実施するものとする。

2 申請のあった技術者の評価は、書類審査及び、面接等により行うものとする。

3 評価方法その他細目については、別に定める。

4 委託業務の審査の結果については、申請者へ通知するものとする。

（表 彰）

第 8 審査の結果、決定された被表彰者並びに被表彰者が所属する企業を表彰する。

2 表彰の時期は、毎年度、別に定める日に行うものとする。

3 表彰後、表彰対象となった建設工事等が、法令違反、瑕疵の発生などにより工事成績評定点及び委託業務等成績評定点を減点修正することとなった場合は、表彰を取り消すことができるものとする。

（審査委員会）

第 9 被表彰者を決定するために、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の委員は別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、建設部長が務める。
- 4 第8第3項の表彰の取り消しは、審査委員会において決定するものとし、決定にあたっては、第10第1項の評価委員会の意見を求めることができるものとする。

(評価委員会)

- 第10 第3第1項及び第4第1項により選定または申請された技術者の総合評価を行うために、評価委員会を開催する。
- 2 評価委員会の委員は、外部委員4名以内及び内部委員12名以内の委員で構成する。
 - 3 外部委員の委員は、建設工事等に精通している有識者のうちから、審査委員会の委員長が依頼する。
 - 4 内部委員の委員は、別表2に掲げる所属の者を審査委員会の委員長が指定する。
 - 5 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また再任することができる。
 - 6 評価委員会の座長は、互選によって決定する。

(評価結果の情報公開)

- 第11 評価結果は、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護に関する法律施行条例により開示を拒むことができる記録情報を除き、原則として公開するものとする。

(補 則)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成17年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成18年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成19年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成20年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成21年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成22年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成23年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成24年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成25年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成26年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成27年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成28年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、平成29年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、令和2年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、令和3年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、令和4年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、令和5年度に実施する表彰から適用する。
この要綱は、令和6年度に実施する表彰から適用する。

別表1 優良技術者表彰審査委員会

委員長	建設部長
委員	環境部長
委員	農政部長
委員	林務部長
委員	会計局長
委員	企業局次長兼経営推進課長

別表2 優良技術者表彰評価委員会（内部委員）

所 属	
環境部	水道・生活排水課
農政部	農地整備課
林務部	森林政策課
建設部	建設政策課技術管理室
〃	建築住宅課
会計局	契約・検査課
企業局	水道事業課